

2005年6月8日  
公立大学協会

大学評価・学位授与機構による  
大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準の改訂案について  
—公立大学協会の意見—

## はじめに

国立大学及び公立大学の法人化等を契機として、今後、大学の個性化や教育・研究体制の多様化がよりいっそう進むと予想される。大学評価・学位授与機構の「大学機関別認証評価実施大綱（案）」が、その「基本的な方針」において、「大学の個性や特色が十分に発揮できるよう」に各大学の「目的を踏まえた評価」を行うことを明確にし、「教育活動を中心として大学の総合的な状況の評価を実施」する一方で、「研究活動の状況」を大学の希望による選択的評価基準としていることは、大学の個性化と一定の機能分化に配慮したものとして評価できる。

ところが、認証評価に当たって、「研究活動の状況」の評価を回避する大学は少なく、いわゆる「研究大学」に限らず「研究活動の状況」の評価を希望する大学は多数にのぼると思われる。そうだとすれば、「研究活動の状況」の評価基準に関する今回の提案は、いくつかの看過できない問題を内包している。

### 1 「研究活動の状況」評価基準・評価指標(案)の問題点

最も大きな問題は、提案された評価基準はA—1、A—2ともに、もっぱら大規模な「研究大学」を想定した基準に見えることである。

第1に、「研究体制及び研究支援・推進体制」を「評価の根拠となる資料・データ等例（案）」が示すとおり「適切に整備」・「機能」させることが、その主観的意図如何に拘わらず、困難な大学は少なくない。

多くの公立大学にとって、研究員・ポストドクター・助手等を含む「研究組織」の構成は、制度的・財政的に困難である。また、公立大学の事務職員が自治体全域にまたがる人事異動システムの下で2～3年ごとに異動する現況では、「研究支援組織」・「産学連携推進本部」等、専門性を必要とする組織を充実させることも困難である。

したがって、第2に、A—2「研究成果」に関わる評価指標（競争的研究資金の獲得状況、21世紀COE等の大型研究プロジェクトの展開等）についても、それらに対応する基礎的な条件において大規模な「研究大学」に劣後せざるを得ない。

公立大学の多様性を考えるなら、その研究機能を、少数の大規模な研究中心型大学のそれと同じ基準で一律に評価することは不適切であるといわざるを得ない。同一基準によっていったん低い研究評価を受けた大学は、そのためにいっそう研究力の向上が難しくなる。

提案のような評価基準に耐えられない大学は、選択的評価基準を回避し、その研究機能の評価を、非選択的評価基準3「教育及び教育支援者」の3-3や基準5など、教育に付随した1つの小基準に求めることになる。

「教育活動を中心とした大学の総合的な状況の評価を実施するとの基本方針から、研究活動に関しては教育活動と関連する側面から評価を行います」（選択的評価基準A：趣旨）という趣旨自体はもともとであるが、「教育活動と関連する側面のみからでは十分把握することが難しい研究活動」（同：趣旨）の適正な評価は大学にとって不可欠である。

これを行わず、研究活動の評価を教育に付随した下位基準にのみ求めるならば、大学が本来持つべき研究機能ならびにこれに基づく教育機能を脆弱化させる恐れがある。

## 2 望ましい評価手法・評価基準

「大綱（案）」4頁には、「選択的評価基準においては、11の基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、その基準に関わる各大学が有する目的の達成状況等について評価を行います」という記述がある。この趣旨にしたがって、それぞれの大学が与えられた環境の下で「研究活動の活性化」に取り組んでいる個別の努力を、それぞれに評価できる指標あるいは相対的な評価基準が求められる。

大学評価・学位授与機構が平成12年度以来試行的に実施してきた「分野別研究評価」の中で設定した評価項目や評価の判断基準には、「研究体制及び研究支援体制」に加えて、「研究内容及び水準」、「研究の社会的効果」という評価項目が設定され、かつ「研究内容及び水準」の判定方法として、「独創性や有用性」

など研究の内容面に関わる指標が提示されている。このような手法が、設置形態、規模の大小、学部学科構成の幅といった多様な存在形態を越え、すべての大学の「研究活動」を評価するに当たって非常に有意義であると考えられる。

### 3 むすび—意見と要望—

公立大学協会は、大学評価・学位授与機構が大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準の改訂案の策定に費やされた労を多とするが、今般の改訂の中核部分である「選択的評価基準A 研究活動の状況」とその「基本的な観点」に関して、以下の通り意見と要望を提示したい。

- ① 提案された評価基準 A-1、A-2 は、いずれも「研究体制及び研究支援・推進体制」といった制度的・財政的制約を伴う指標や、「競争的研究資金の応募・獲得状況、外部評価や研究プロジェクト等の評価、受賞状況」など外的指標のみに重きが置かれている。したがって、適用可能な大学は概ね大規模総合大学に限られる。これは、公立大学の多様性を考えると適切な評価基準とは言えない。
- ② 「基本的な観点」 A-2-② の評価指標として「競争的研究資金の応募・獲得状況」が挙げられているが、最も一般的な競争的資金である科学研究費補助金を重視する意味で、「科学研究費補助金をはじめ競争的研究資金の応募・獲得状況」と記載を改めるのが望ましい。
- ③ 今般の改訂案には、大学評価学位授与機構の「試行的評価」における「分野別研究評価」の貴重な経験が十分に活かされておらず、研究活動の独創性、基礎研究への貢献、先駆性、有用性など、研究内容や水準を評価する方法が見えていない。この点の再考を求めたい。

以上